

第 1 回 理事会

平成 2 1 年 5 月 2 8 日

職員人事異動、紹介のため省略

資料確認

中山理事長 皆さん、どうも、本日はお忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

また、日頃から本財団の事業のあり方について、貴重なご意見をいただいておりますこと、誠にありがとうございます。

議事に先立ちまして、3月の評議員会において、新たに小柳理事、それから河原監事が選任されました。今回が初めての理事会出席となりますので、小柳理事、河原監事から自己紹介をお願い致します。

まず、小柳理事、お願い致します。

小柳理事 4月に新宿区の教育委員会事務局の次長になりました小柳でございます。よろしくお願い致します。

中山理事長 それでは続いて、河原監事、お願い致します。

河原監事 やはり私も同様に4月1日に新宿区の会計管理者となりました河原でございます。よろしくお願い致します。

中山理事長 それでは、事務局、定足数の確認を行います。お願い致します。

定数確認・報告

中山理事長 今、事務局から報告がありましたとおり、理事会は有効に成立しております。

ただ今から平成21年度第1回財団法人新宿区生涯学習財団理事会を開催致します。

議事に入る前に議事録署名人の選出を行います。本日は白井理事と小野寺理事にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中山理事長 では、両理事にお願いを致します。

これより議事に入ります。

議案第1号、平成20年度財団法人新宿区生涯学習財団事業実績報告(案)及び議案第2号、平成20年度財団法人新宿区生涯学習財団収支決算報告(案)は一体のものでございますので、一括して議題に供させていただきます。

それでは、まず事務局の説明を受けたいと思います。事務局、お願い致します。

資料に基づく説明省略

中山理事長 大変な量ですね。

それでは、引き続きまして、会計監査報告を河原監事をお願い致します。

河原監事 それでは、監査報告をさせていただきます。

その前に、大変恥ずかしいんですけども、先ほど就任のところで会計管理者としての就任、今年の4月1日と申し上げましたけれども、昨年12月8日でございます。おわびして訂正させていただきます。

それでは本題に入らせていただきます。平成20年度の事業及び収支会計に関する監査報告でございます。お手元の資料をご覧くださいと思います。

ただいまご説明がありましたとおり、5月22日にこの財団の事務室で、もう一人の監事でございます税理士の神津先生と私で監査を実施致しました。

その内容でございますけれども、事業の監査のほうにつきましては、財団の作成致しました事業実績報告に基づきまして、書類の審査、あるいはこちらから質問を致しまして、事業のほうは当初の計画どおり着実に実施されていることを確認致しました。

もう一点の会計の監査でございますけれども、会計の監査につきましては、主に財産目録に記載されています内容を中心に行いました。その結果と致しましては、会計原則に基づく処理がされておりまして、財務諸表に表示された金額につきましては公正妥当であるということを確認致しました。

以上のとおり、監査の結果につきましては適正であることをご報告させていただきます。以上でございます。

中山理事長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。大変、事業内容も多岐にわたっておりまして、いろいろあると思いますが、皆様、事前にも資料をご覧くださいかと思っております。ご意見、ご質問のある方、どうぞよろしくお願い致します。どうぞ。

新田理事 まず最初に、諏訪さんを事務局次長に選ばれたことに心から敬意を表します。もう一気に読み上げて、それも誰かが書いた原稿を読んでいるような雰囲気がないので、何でも聞いてください、答えられますよというような雰囲気でしたことに本当に敬意を表します。やっぱり女性の時代の到来を告げています。

それから、数年前から監査という言葉は、昔は大体監査というと会計監査だったんですけども、最近は事業を監査するということも入っていると、一日この書類を見て本当に監査ができるのかな、ということに若干の疑問を感じました。

それから、これを先に送っていただいて、珍しく今回は見たので、幾つか申し上げたいと思うんですけども、やはり私は、ここに書いてあるように、商工会議所の新宿支部会長ということで理事になっておりますので、新宿区の中でビジネスをやっている

る人達がどう思うかということをごここで言わなければいけない。それは私達、ここで事業をやっている人の税金がこういうところに入ってきているわけですから、それは言わなきゃいけないという立場で若干まとめてきたことを申し上げます。

全体を通して、これがうまくいったかいかないというものの判断をやはり数で評価している。前年より少なくなったから何とか、前年より多くなったから成功だと言っているんですけども、幾つかの事業の中に必ずしも数だけで評価するものではないということがあると思うんです。数だけ入れようと思ったら、それはそういう事業をやれば数は入ってくるわけで、それは変な話だけれども、木村拓哉さんと呼んで大パーティーをやれば人は集まるわけで、費用対効果から言ったら、彼に出演料を払ったって集まってくる人のほうが多いので、数だけで追うものではないということをごこの財団の趣旨からよく考えて計画してほしいと。もっと自信を持って、数は少なかったけれども非常にいいことをやりましたと。来てくれている人たちが満足しましたということをもっと前に出していいんだと。すべてが数でもって私たちは評価されているんだと思わないほうがいいと思うことが一つです。

それからもう一つ、今これから国会で非常に討議があつて、しかも今度の選挙の大きな争点になるのは、やっぱり高齢化の問題とか教育の問題があると思うんですけども、この財団は新宿区の中でかなりその部分を受けている、請け負っている財団なんですね。非常に今度の選挙の争点のかなりの部分をここが請け負っているという責任感を持って欲しいと思っているんです。

例えば一貫して高齢者に対して、あなたたちは暇があるんだから、こういう場所を提供するから来ませんか。楽しんでくださいと。特に前期高齢者、65歳から75歳の人たちに、いわゆる我々の仕事というか、将来に参加してもらわなきゃいけないわけで、もし参加してもらって少しでも収入があれば、イコールこれは税金に入るということで、借金を増やさない材料になるんです。それを単に企業だけに、定年制を延長しなさいということをご企業だけに求めているんじゃないで、行政もやっぱりこういう人達に、昨日党首討論の中で鳩山民主党代表がいきなり三鷹の例を出したんですね。これは参加している人も、親も、それから子ども達も、みんな満足してましたと。お金を幾ら払ったという問題じゃないという、要するに生産性のあるところ増え高齢者をもっと使うということをご、ここで考えて欲しいと思っているんです。

それは例えば何かの認定証を出すとか、本当におれは生産性のある部門に参加しているんだということをごやはり思わせてほしいし、そういうことのシステムができてから企業に協力してくださいというのならいいんですけども、ただ単に企業に定年制を延ばせだのということをご法律で決めて、こういう不況の時代に企業に求めるというこ

とは非常にやっぱり是じゃないと。これが僕のこの中のことです。

それからもう一つは、30万人の人口が新宿区にいますけれども、これの平均年齢とかいるんなものが徐々に変わりつつあると思うんです。割合に若手の人たちが移動が多いので、この数年の間にやっぱりこちらにも随分マンションが増えてくるし、それから若い子達少し離れたところへ出ていくということで、数年のうちに人口動態が変わってくると思うんですけれども、これから新宿区というのはどういう人口動態になってどういう人達が住むところなのか。1割が日本国籍じゃないと言っている区ですから。これから人口動態がどうなって、どういう人達に何をやるということを、もう一遍長期ビジョンとして持つべきではないかというふうに思いました。

それから、企業ですと、数年やると1回、コンサルティングに頼むときもあるし、第三者に頼むときもあるし、監査法人に頼むときもあるんですけれども、企業ですと1回、無駄がないか、無駄というのは要するに、例えば事務局長が職員の人に鉛筆はどうしろとか電気は消せとかということで無駄は省けないんですね。一人一人の職員が毎日やることの中で省いていかなかったら絶対無駄なんていうのは減ってこないんです。そういうことを考えて、何年に1回は客観的な事業分析をして貰ったらどうかと。

例えばやっているほうは満足だけれども、これは本当に効果があるのかどうかということで、何をやるべきかということをして1回やっぱりプロフェッショナルな人達に尋ねるといことが国も必要ではないかと。この辺のことが僕は実は今度の政権交代というのはどういうものかということに非常にキーポイントだというふうに実は思っているんです。

それで、やっぱり新宿で仕事をやっていてよかったと。これからは本社は新宿に置きたいということにならなきゃいけない。それが、例えば高齢者に対する対応ができて、それから例えばアルバイトを募集するときに非常に募集しやすい区である、それから例えばPRをやるとそういう場所がある、というようなことが整ってくると、新宿区に仕事が集まってくるし、新宿区に税金が入ってくる。そういうことをちょっと、これをずっと読んでいて思いました。

それからもう一つ、僕は自分が会計を学生時代にやっているんで、この数字をちょっと見たんですけれども、受託費が多くて、意外とこの中で委託費というのが非常に大きな金額を占めているんですけれども、これはよく言う天下りの話がよく出てくるのと同じように、委託をするときに適正なところに適正な価格で委託をしていますかと。これはかなり公開的にやっているんですかと。もしかすると、新宿区の中で、それなら私達もやらせてくれという会社が新宿区の中にあるのではないかとということで、受託のお金と委託というのはここを通って行くわけですね。その間で、受託の利益も出

すし、自分でやるよりも委託のほうがいいと、プロに任せる。受託と委託の関係について、もう一遍よく見て、どこに頼むのか。安ければいいということじゃないですよ、僕が言っているのは。どこに頼むと効果が上がるかということをもう少し分析をしたほうがいいのではないかと思いました。

要するに、100年に一度かどうか知りませんが、急に新聞やテレビでインフルエンザの話を行わなくなっちゃったという変なご時世ですから、ぜひ、中山区長が一生懸命やっている財団ですから、腰を据えて、昨日もどういう国にするんですかと言えと言ったけど、余り言わないんですよ、両方の党首が。今景気をよくするんだ、今景気をよくするんだと。どういう新宿区にするんですか、どういう財団になるんですかということをはっきり言って、それが新宿区民がよくわかったと、お任せするから頑張ってくださいと、そのために少し税金を払うのはいいですよというぐらいになるように頑張してほしいと思っています。

一応これをもらったので、丁度一昨日商工会議所の役員会があったので、こういうことだよと言ったら、そういう財団があったんですか、なんて言っている人が実は多いので、だから、「シティマラソンをやったところだよ」と。「ああ、そうですか、あれ教育委員会じゃないの」と。僕が客観的に見ても、新宿区の場合、教育委員会の分担は、例えば子どもの話が出てくるけれども、何で図書館は教育委員会で、この財団じゃないんだと。教育委員会と財団の役割について今日は聞こうと思ったけれども、教育委員の方もいらっしゃるので、余り聞きません。

それだけです。生意気なことを言ってすみません。

中山理事長 ありがとうございます。

今、新田委員からとても高い見地からいろいろご意見をいただきました。事務局のほうで、もし何か答えられるところがあったらお答えをして。じゃ、どうぞ。

小野寺事務局長 大変根本的で大きな部分がありますので、短い時間ではなかなかという部分がありますので、今伺った中で、私の印象を含めて、どうやるかということについてまずお答えしたいと思うんですが、まず数値のみで評価をしているのではないかというふうなことです、決して実際はそうではなくて、指標を設定する際に、事業の内容・質等について吟味をしたものをできるだけ数値化しませんと、ご覧になる方がなかなか計れないという部分がありますので、やっております。

一例を申しますと、高齢者や子ども、障害者等に向けた事業の場合と、それから通常一般健常者の方を対象とした事業がございますが、自主事業の例で申しますと、例えば1回参加費400円支払っていただいて、いわゆる受益者負担分です。それで、経費をそれには当然かけるわけですが、経費を上回る参加料が取得できると、これは収益に

なります。この収益分につきましては、高齢者であるとか、障害者であるとか、子育て中の家庭であるとかということに対する事業の中で、現在大きな負担ができずに、なかなか社会参加ができないようなことでは困りますから、そちらのほうの経費に回すということで、結果としてはイーブンの水準は確保しようと、こういうことで実施しているものでございます。

と申しますのは、自主事業は私どもの財団の財源でございますから、赤字になりましても質草もございませんから、そういう意味ではイーブンの水準をはかるということでやっています、一個一個の事業につきましては常々、職員とよく話しながら、質をきちんと確保することや、先ほど指摘がありましたように、社会環境の変化、人口動態の変化、それらの部分もきちんと見た上で仕事については位置付けておりますので、まだまだ不十分な部分はありますが、質の確保という部分についてはきちんと考えているということですので、ご理解をいただければというふうに思います。

それから、前期高齢者の参加ですが、先ほども次長のほうから高齢者のライフアップ講座のところで若干触れさせていただきましたが、私どもも大変、社会というか、地域経営の上で、この世代層の方の役割というのは大変大きいものあるというふうに考えております。当然、日本の高度成長を支えてきて、いろんな意味で大変な経験をされてきた世代でございますので、この方たちの力を地域の活性化に使わない手はないということと、高いプライドをお持ちの世代でございますから、この方たちをきちんと適切に対応するといえますか、そういうことが必要だというふうに思っています。

従いまして、この方たちが地域で活躍された場合については、きちんとこの人達の活躍、能力の発揮については検証するとかいう部分については、場面場面で気遣いをしているつもりでございますし、先ほどは認定証みたいなご提案もございましたので、そういうことも生かせる場面があれば大いに取り入れてやっていきたいなというふうに考えております。

それと私ども、これは同感して聞いていたんですが、今の経営状況、大変広い範囲ではございますが、きちんとやっぱり分析・点検をして、より質の高いもの、より満足度の高い事業化をすると、これが大変必要だと思いますし、これはもうむしろ数年に一度ということではなくて、日々の活動の中でやっていく。小さな気づきがやはり大事なんだろうというふうに心がけておりまして、ぜひこの辺についても、きちんとした形で事業分析をし、利用者の皆さん、区民の皆さんにお返しをしたいというふうに思います。

先ほども決算のところで説明をさせていただきましたが、3億4,000万円からの財政

運営に対する助成を受けている。これは税そのものでございますので、私ども心がけておりますのは、無理や無駄を無くしながら、広く薄く、多くの区民の方に税源が行き渡るといふことについてはやっぱり考えるということが大事で、その上でもコスト管理という問題については常に敏感でなければいけないというふうに思っているところでございますし、職員全体がそういう目で事業を担当しているというふうに私どもでは理解をしているところでございます。

それから、委託、受託の関係でございます。これも時間がないので一例だけ申しますと、例えば放課後子どもひろばというところにつきましては、今年度2校は民間が受託をしまして、契約によって運営をしているところがございます。事業の規模あるいは内容等から比較しましても、私どもは民間よりも高い受託で契約をしているということにはございませんし、むしろ単価から見ますと、安めの単価での区との契約になっていると思いますので、仮にも天下りの組織として事業を回すというふうなことは決してないだろうというふうに思いますし、この間、まだ2年次なものですから、財政運営上の安定度を見きわめなければなりませんから、現在そういう形での受託をしておりますけれども、こちらのほうから、経費の節減効果が継続できるという見込みが立てば、区のほうにはその分、受託料を落として、私どもが契約するというところで、これも税でございますので、結果としては。そういう形でやっていきたいと思っておりますし、仮にもそういうことが疑われることのないように、日々気をつけてまいりたいというふうに思います。

図書館との問題につきましては、いろいろ全国的にも教育委員会部局でやっているところも多うございますし、いろんな考え方があるのだろうというふうに思います。社会の変化の動向をきちんと見ながら、私どものほうも係わるような必要があり、そういうニーズがあるのであれば、また真剣に考える時期が来るのだろうというふうに思っておりますので、大変雑駁でございますが答えになっていないかもしれませんが、そういう覚悟で事業運営しておりますので、よろしくお願い致します。

中山理事長 ありがとうございます。

私のほうからもちょっと、時間がないので簡単に補足をしますけれども、今、新田委員からご指摘いただいた点は、非常に根本に係わる場所であると認識をしています。そして、いわゆる新宿のまちの形というか、人口動態とかそういったものがどうなるかというのは、これは本当にどういう人達が支え手となり、そしてこのまちで、誰もがよく生きられるまちをつかっていくためにどうするかというところで非常に大きく係わります。

皆さんご存じのとおり、高齢化と言われているんですけれども、日本の国における高

齡化は、地方の高齡化はかなりもう行き着くところまで行った。これからの高齡化は首都圏です。これは私も数字を見て結構恐ろしいなと思いながら、でも心してやっていこうと思っていますのは、平成元年というところ、ここにいる大人の人達から見るとついでこの間という感じですけども、平成元年の新宿の高齡化率というのは13%に至っていないんですね。それが、実は外国籍の方々を入れるデータがうまくとれていないので、日本人のです。それで見ますと、日本人の高齡化率が、平成元年の13%に比して、現在の高齡化率はどのぐらいになっているかというと、20.45%ぐらいまで行っていると。これは大変な変わり方なんです。この後ももっと変わっていきます。年少人口との関係で見ますと、年少人口は高齡化と比べるとそんなに減っていないんですよ。

これで長寿になってくるということはいいことなんですけれども、それをいいこととして支えられるような制度、システムをここで組み立て直さないと、非常に難しいというような状況の中で、私は実は区長の立場から言いますと、勤労者仕事支援センターという、地域の中で働くというか、生産性も兼ね備えながら人がよく生きるといようなことをやっていく法人も片方でつくっていますので、この財団とも十分連携をしながら、そういった地域経営というものを新宿の場で考えていきたいと思っています。

それから、図書館の問題につきましても、区の中で図書館をもっと広く、メディアセンターのようなものと一体化をしながら、本当に区民や、それから多くの事業者の方々もそこを一つの情報の場として活動していけるようなものというのが必要であろうなど。今必要なことというのは、いろいろお話しいただいたような、総合化をしていく、それで全体としての力を上げていくということを多くの皆さんの参画のもとでやっていくことが重要であると思っています。どうぞよろしくお願い致します。

ほかに何か。どうぞ、白井理事。

白井理事 教育の問題ということで、ご意見いただきましたので。

まず、教育委員会と生涯学習財団との関係について、もともとは教育委員会の中に生涯学習課というのがあったのが財団のほうに、かなり重要な部署を担っているところなので、独自に機動性のあるようにということで多分、組織改正がなされて、現在になっていると。そういう意味では、今回の事業計画5年目の最後の年だという形ですが、ここの形を拝見させていただいて、やはり今までの教育委員会の活動の部分を受け継いだ形で事業がまずなされていることに感謝しております。

教育委員会として、新田理事が言いましたビジョンという形では、国の方針もあるんですけども、10年後の新宿の教育というのを見据えた上で、教育ビジョンというの

を昨年度準備しまして、今年から初年度として実行してまいります。そういう中にやはり生涯学習財団との連携というのがかなり重要になりまして、今回の事業計画の中にも、キャンプとか、それから放課後子どもひろば、それから夏休みの居場所づくり等々、それから郷土愛ということはもう教育目標として前から新宿で掲げていることですが、その郷土愛のための、学校増えの歴史博物館のパンフレットを配布しただけだったりとか、かなりしていただいているんですけども、そういう具体的な計画が、教育委員会のほうとしても生涯学習財団に負うところは多くなると思いますので、私どもの委員会としては、今年初年度、こちらは5年目ですけど、また新たな生涯学習財団の計画に当たってはお互い連携しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

中山理事長 ありがとうございます。

それでは、他にご意見ございますか。

どうぞ、谷頭理事。

谷頭理事 私は区民の一人として、日ごろ周りで活動の中からちょっとご質問させていただきます。先ほど新田委員に私1つだけ、1つだけということはないんですけども、非常に賛成というのは、数だけで事業を評価しない。これは従来から私、教育委員会のころから、数だけ、数字で評価しないで欲しいということは常々言ってきたことですので、ぜひとも内容で勝負していくようなものをしていただきたいというのが1つございます。

それから、中高齢ライフアップ講座とか、団体委託講座、いろいろやっていただいて、成果を上げているということなんですが、それでその後、住民の方たちが自主グループをつくるというのは、それが目的で自分たちでやっていただくというふうに育っていけば一番いいことですし、そうあって欲しいなということで、これについてはその後どういうふうになっているのか、後で個人的に伺いたいと思っておりますので、その後の経過をちょっと知りたいと思うことが一つございます。

それから、生涯学習館の管理運営の中でもありますけれども、この中で、団体の少人数化や高齢化というのがありますね。各生涯学習館でも非常に既存の少人数化したグループのてこ入れといいますか、そういうことに非常に力を入れているんですが、なかなかそれが成果が見えないというので、高齢化していくこともあるんですが、住民の健康とか元気で長生きするためにそこが生きがいになっている人たちがいっぱいいるわけですね。そういうせっかくできた、生涯学習というのは継続学習が一つの目的でもありますから、生涯にわたって、そこで居場所づくりとなって学習していけるように、もう少しPRその他もして、力を入れていただきたい。後からそれを知ったと

いう方もどこに行けばこれがわかるのか、本当に探し探してやっとここに来ましたという。だからPRがなかなか必要な人のところに行き届いていないということを実感に感じたものですから、もう少し何とかそれをしていただきたいなというふうに、それは非常に思っております。

それからもう一点、あそこの記念館ですね、林芙美子の。記念館の入場者が大分増えたということですが、今回、「放浪記」で森光子さんが2,000回とかあります。ああいうこととの効果とか、何かそちらのほうから呼び寄せるとか、そういう試みというのはございましたんですか。

中山理事長 ありがとうございます。

世良事業一課長 中高齢ライフアップ講座、あと団体委託講座のほうのその後の自主グループなんかの活動……

中山理事長 そういう細かいところは、後で聞くとおっしゃっていただいているので、後で具体的にしてくれませんか。

谷頭理事 個別に伺います。

中山理事長 そうしてください。今日、すみません、かなり議案が、それで午前中でこれを上げなければいけないので。

鈴木学芸課長 ちょっと簡単に林芙美子の関係だけ。

放浪記はことしも大々的にやられておりますが、前回、平成18年度にもやはりそういったことがございまして、私どものほうの記念館のチラシ等を、向こうも取材に来る関係がございまして、置かせていただいて、例えば今年度のものについては3,500枚あちらのほうに置いていただいて、ですから、やはりその効果で多くの方がおいでになられているということでございます。

中山理事長 よろしいでしょうか。他に何かございますか。よろしいですか。

それでは、これから議案の第1号について、原案どおり決定することをお諮りしたいと思いますが、皆さんご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中山理事長 ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定致します。

それでは、議案第2号について、ご意見、ご質問のある方、これについては先ほど新田委員のほうから、ある意味で言えば含めてご意見もいただいたかと思いますが、議案第2号についてご意見、ご質問のある方ありましたらどうぞ。よろしいですか。

それでは、議案第2号、平成20年度財団法人新宿区生涯学習財団収支決算(案)を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中山理事長 ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定致します。

それでは、引き続きまして、議案第3号の業績係数についてに入ります。事務局、説明をお願い致します。

資料に基づく説明省略

中山理事長 それでは、今の説明についてご質問、ご意見のある方、お願い致します。

新田理事 これは職員の人は、こういうのを出されると異議なしなんですか。そのとおりだと。

小野寺事務局長 これはむしろ経営者判断ということで、このようにさせていただきたいと思っています。

新田理事 そうですか。

中山理事長 社会情勢に対応してというところがあるということかと思えます。税でこの財源がかなり賄われているという中での判断であるということで皆様にご理解いただければということで。

新田理事 もっと高くしてあげたらいいだろうなんて言う権利はないですよ、理事に。だから異議ないです、これで。

中山理事長 ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了致しまして、議案第3号、業績係数(案)について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中山理事長 ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定致します。

引き続き、議案第4号、財団法人新宿区生涯学習財団寄附行為(案)について、事務局、説明をお願いします。

諏訪事務局次長 先ほど多少申し上げましたけれども、この議案の説明に先立ちまして、平成22年4月1日に財団法人新宿区生涯学習財団と財団法人新宿区文化国際交流財団を統合するということが新宿区の第1次実行計画によって位置付けられているところでございます。統合に当たりましては、質・量とも低下させることなく、双方の事業が一層効果的に実施できる体制とするとともに、観光事業も担うことのできるような効率的な組織を確立するということを目標に掲げて、今作業を実施しているところでございます。

これとは別に、平成20年12月に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益

社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律が施行されました。これに伴いまして、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律というものができまして、現在、新宿区生涯学習財団も、新宿区文化国際交流財団も、整備法と略して呼んでございますが、こちらに基づく特例財団法人という立場にございます。この特例財団法人は、平成25年11月末までに、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律に基づき、公益財団法人もしくは一般財団法人、どちらかへの移行認定を受ける必要があるということでございます。

先ほど、実行計画に位置づけられている機能統合後の財団でございますけれども、これは新宿区の外郭団体として効率的に公益事業を実施する必要があると、これが使命でございますので、これら経営上の視点からも公益認定を取得するということは必須であるというふうに考えているところでございます。

機能統合の方法かつ公益認定を受けるということを勘案した結果、どのような形で機能統合するか考えたところでございますけれども、まず、両財団を解散して、新しく一般財団を設立するという方法はございますけれども、とりあえず一般財団を設立した後に、更に公益認定を受けなければいけないということになります。また、整備法で認められております特例民法法人の吸収合併という方法もございますが、こちらで合併をする場合、合併についての諸手続を両方で進める必要があるということと、合併後の事業年度の決算が承認された後に公益認定を受けなければいけないということで、これにつきましても4月1日から公益認定を受けることが難しいということで、それらのことを勘案致しまして、私どもとしましては、一方の特例民法法人を解散し、他方の特例民法法人が事業を継承し、その間に公益認定をとるという方法をとるということに致しました。

その結果、これまで文化活動や国際交流事業も手がけております新宿区生涯学習財団が公益認定を受け、文化国際交流財団が3月31日までで事業を終わるといった形をとるということにしたところでございます。その前提でございまして、今回の寄附行為の改正をお願いするところでございます。

議案第4号の説明に移らせていただきます。

資料に基づく説明省略

中山理事長 それでは、この第4号議案は、今説明にありましたとおり、4月1日の両財団の統合を前提に、現時点で生涯学習財団の寄附行為を変更したいという、そういった議案でございます。これについてご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

中山理事長 よろしいですか。

それでは、議案第4号、財団法人新宿区生涯学習財団寄附行為(案)を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中山理事長 ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第4号を原案どおり決定致します。

次に、議案第5号、財団法人新宿区生涯学習財団最初の評議員の選任方法(案)、また議案第6号、財団法人新宿区生涯学習財団最初の評議員選定委員会設置規程(案)、議案第7号、「最初の評議員選定委員会」委員の選任(案)は、これは一体のものでございますので、一括して議題に供させていただきます。

それでは、議案第5号、第6号、第7号について、まず事務局の説明をお願いします。資料に基づく説明省略

諏訪事務局次長 まず、議案第5・6・7号の説明資料のほうをご覧いただきたいと存じます。

提案理由のところでございますが、先ほど申し上げました一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第92条の規定に基づきまして、最初の評議員を選任するためにご審議をお願いするものでございます。

この整備法第92条でございますが、特例財団法人が最初の評議員を選任するには、旧主務官庁の認可を得て、理事が定めるところによると定められております。これに基づきまして、最初の評議員の選任方法を議決いただきたいというところでございます。

今回の整備法及び認定法によりまして、評議員会の役割が今までの役割と異なっております。今までの評議員会というのは、法制上は任意のものでございましたが、今度の公益認定法では必置とされているものでございます。必置とされた評議員会の機能と役割でございますが、今までは理事会が諮問するものに意見を頂戴するという役割でございましたけれども、公益認定後の評議員会の役割は、財団法人の業務の監督や、業務執行機関である理事及び理事会を監督・統制するという役割を担うこととなります。会計監査人の選任や解任、それから理事の選任・解任、定款の変更などを議決する財団運営の最重要決定機関となるということでございます。従いまして、新定款の申請前に最初の評議員の設置方法を理事会で決議の上、現行主務官庁の認可を得なければならないというふうになっております。

新制度における評議員は、財団がその目的から逸脱していないか監督する重要な立場であるため、その身分が大変保証されております。特に税制上の優遇措置を受けることになる公益財団法人においては、広範で強い権限を持つこととなりますので、その人選が非常に重要視されております。公益財団法人の運営が特定の団体ですとか勢力の利益に偏る恐れがないように、不特定多数の利益のため適正・公正に行われるために、評議員の人選においても当該法人の運営の公正さに疑いを生じさせない立場にある者であることが強く期待されているということでございます。

そのようなため、公益財団法人の評議員や評議員会の役割と機能は、これから作成予定の新定款で定義されることとなりますけれども、最初の評議員の人選が偏った場合、そのままの人選で続くということも考えられますので、今回の理事会でのご決定をいただくとこのところでございます。

以上で、議案第5号にちょっと内容を戻らせていただきます。議案第5号をご覧くださいと思います。

最初の評議員の選任は、当法人に最初の評議員選定委員会を設置して、当該選定委員会において行う。

評議委員会選定委員会は、現行寄附行為上の評議員1名、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。

この外部委員2名につきましては、次のいずれにも該当しない者を理事会において専任する。この法人または関連団体の業務を執行する者、または使用人。過去に前号に規定する者になったことがある者。(1)または(2)に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人等を除外すると。公正な立場で選んでいただくために、必ず外部委員を2名入れてくださいということでございます。こちらにつきましては、法の趣旨にのっとったモデルケースということになってございまして、当財団でもこの方法を採用したいというふうに考えているところでございます。

4のところまいります。評議員選定委員会の運営についての詳しいものは理事会において定めるというふうになっております。これに基づきまして、この選任方法につきまして、主務官庁の認可を受けた後ですが、議案第6号に移らせていただきます。

議案第6号で、財団法人新宿区生涯学習財団最初の評議員選定委員会の設置規程(案)、これを設置したいと考えております。こちらの、附則をご覧くださいと思いますが、この規程は、財団法人新宿区生涯学習財団における最初の評議員の選任方法が、東京都教育委員会の認可を得た日から施行するというふうになっております。この選任方法についての認可を得た後、この設置規程に従いまして、最初の評議員選定委員会を立ち上げたいというふうに考えております。

こちらの設置の目的及び任務につきましては、先ほど申し上げましたように、整備法に基づく特例民法法人から公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律に基づく公益財団法人に移行登記の日以降、評議員に就任すべき最初の評議員を選任する役割でございます。

なお、現在の評議員会は、その日までは存在するというところでございます。

第3条の4項をご覧いただきたいと思います。選定委員会委員は、理事長が理事会の承認を得て委嘱するとなっております。こちらの規程が施行された後、委員を委嘱していただかなければいけません。

その委員につきまして、議案第7号をご覧いただきたいと存じます。

議案第7号、財団法人新宿区生涯学習財団最初の評議員選定委員会設置規程第3条により、下記の者を選定委員会委員に選任する。

先ほども申し上げました公正な外部委員2名のところでございます。外部委員と致しまして、東京商工会議所新宿支部事務局長、福田様。財団法人損保ジャパン美術財団常務理事、東郷青児美術館館長、小口様。こちらの2名をお願いしたいと考えているところでございます。更に現行評議員1名というところで、小菅評議員。更に現行寄附行為上の監事1名ということで、河原監事。それから事務局員1名でございます。こちらの事務局員1名、小野寺のところでございますが、小野寺は常務理事の立場でございます。評議員会は理事を選任・解任する立場でございますので、それを選任する者に理事が入ってはいけないということで、財団法人新宿区生涯学習財団参事、新宿歴史博物館館長の林を入れたいというふうに考えているところでございます。

これらの委員は、財団法人新宿区生涯学習財団における最初の評議員選任方法が、東京都教育委員会の認可を得、財団法人新宿区生涯学習財団最初の評議員選定委員会設置規程が施行された日以降に委嘱したいというふうに考えております。こちら5名の方につきましては、既に就任の内諾を得ているところでございます。

以上、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

中山理事長 それでは、議案第5号、第6号、第7号についてご意見、ご質問のある方は、どうぞよろしくお願い致します。

今回、いわゆる法が変わってきている中で、事務局からの説明にもありましたように、評議員会というのが大変に大きな権限を持ってきます。これまでの評議員会の役割と大きく、先ほど説明にありましたように、機能が変わるわけですね。そうした中で、この点について、今ご説明したような形での、まず評議員を選定する委員会の委員の選任についてお諮りしているのが第7号議案でございます。

これについて何かご質問、ご意見等。大変制度が変わるということで、わかりにくい

点が割にあるかと思しますので、ご疑問な点、もしくはご意見等ございましたら、どうぞよろしくお願い致します。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

中山理事長 よろしいでしょうか。

それでは、まず各議案ごとに決定をさせていただきますので。まず、議案第5号、財団法人新宿区生涯学習財団最初の評議員の選任方法(案)を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中山理事長 ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定致します。

次に、議案第6号、財団法人新宿区生涯学習財団最初の評議員選定委員会設置規程(案)を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中山理事長 それでは、異議なしと認め、議案第6号は原案どおり決定致します。

次に、議案第7号、「最初の評議員選定委員会」委員の選任(案)を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中山理事長 それでは、異議なしと認め、議案第7号は原案どおり決定致します。ありがとうございました。

それでは次に、引き続き、議案第8号、財団法人新宿区生涯学習財団理事による副理事長の選任(案)について事務局の説明を受けます。お願いします。

諏訪事務局次長 生涯学習財団副理事長につきましては、平成20年度より2名ということで寄附行為の改正をしたところでございます。しかし、平成21年度3月31日に渡部前副理事長がご退任されておりました、現在1名の副理事長が空席となっております。つきましては、寄附行為第15条1項1号の規定に基づき、欠員となっている副理事長について互選をお願い申し上げるものでございます。

以上です。

中山理事長 それでは、副理事長の選任に関しまして、立候補もしくは推薦などはございますか。

どうぞ、小澤委員。

小澤理事 後任の小柳理事が適任だと思いますけれども、お諮りください。

中山理事長 今、小柳理事との発言がありましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中山理事長 では、もう1名の副理事長は小柳理事に決定したいと思います。

それでは、今日の議題はこれで、皆様にお諮りするものはすべて終了でございますが、その他、何かご意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、特にないようですので、以上で議事を終了致します。

事務局より報告・連絡事項はありますか。どうぞ。

小野寺事務局長 それでは、お願いでございますけれども、この議案等でも現在審議していただいたわけでございますけれども、この先、実は公益認定を受け、その形で来年度当初に出発するためには、さまざまな法律上の手続等、求められていることがございます。

従いまして、通常ですと年に4回程度の理事会でございましたけれども、今年度こういう事情がございますので、必要な都度、皆さんの審議をいただき、議決をしていただく場面が必要になってくるかと思えます。当面、通常ですと、5月の決算以降は10月の中間決算なり翌年度事業ということになりますが、その間に1回または2回程度、それから公益認定申請を行うにつきまして、諸規定等の全面改正等、大変ボリュームのある仕事をやっていく関係上、10月以降も新年度までに2回程度、理事会を招集させていただいて、ご審議いただく場面があるかと思えますので、お忙しい中大変恐縮でございますけれども、こういう事情でございますので、ご理解の上、ご協力を賜りたいと思えますので、よろしくお願い致します。

中山理事長 今、事務局長からお話し致しましたように、来年4月1日に新たな公益認定を受けた法人としてスタートをしていくために、大変ボリュームのある仕事を事務局としてもし、そして、この理事会でお諮りして決定をしていくというようなことがございまして、大変にお忙しいところ恐縮ではございますが、どうぞ皆様、ご協力をお願い申し上げます。

本当にどうもありがとうございました。

本日はこれで、この理事会は終了とさせていただきます。皆さん本当にお忙しい中、ありがとうございました。